

### 第三者評価結果

事業所名：よつば保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は、「児童福祉法」や「川崎市子ども権利条例」などの趣旨をとらえた、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、また、子どもの発達過程や家庭の状況、保護者への支援、地域の実態などを考慮して作成しています。全体的な計画は、副園長が集約し、法人6園合同園長会議で決定し、地域支援は各園の特色を取り入れています。また、必要に応じて見直しを行い、次年度の改定を予定しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>室内の温度・湿度は、アプリや保健日誌に記録し、快適に保っています。陽光が入って明るいエントランスですが、今後LED照明に変えていく予定です。園の設備は、清掃チェック表をもとに毎日清掃し、布団は定期的に干し、年に1回丸洗いをしています。家具の配置は前期後期で成長に合わせて見直し、おもちゃは子どもの発達にふさわしいものを提供しています。職員の環境チームでは子どもが通いたくなる保育園を目指し、玄関の生き物コーナー改善や園庭にクローバーを植えるなどの提案を実施しています。一人ひとりの子どもが状況に応じて保育室以外でも落ち着いて過ごせる人員配置と環境を整備しています。各保育室は、マットや牛乳パックを使ったパーツなどで仕切り、環境を整えています。4、5歳児の昼食はランチルームで楽しくコミュニケーションをとりながらなど工夫しています。トイレ、手洗い場は清潔に保たれ、安全ガードなどで安全面の対策をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園時に保護者から提出された児童票などから子どもの発達と発達過程、家庭環境などを把握し、職員に周知・共有しています。保育士の姿勢と配慮として、年間指導計画に「スキンシップやふれあい遊び、優しい語りかけのもと、安心感や信頼関係を育む」「一人ひとりの要求を十分に受け止め、身近な人と愛着、信頼関係をきづいていく」など具体的に記載されています。「早くして」「これ食べないと・・・」などのNGワード集を使って、不適切な言葉がけを行わないよう共通認識をもって保育にあたっています。月1回の月間カリキュラム反省会で子どもの姿から目標とねらいを立案し、より良い支援に向けて話し合い、人権擁護プロジェクト担当の意見も取り入れて次月に生かしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>月間指導計画の健康の領域に、生活習慣の習得に向けて、3歳児「上着の着脱や後始末（上着のチャックの開閉・脱いだものをたたむ）」、4歳児「水分補給のコップの水洗い」、また、援助の仕方として、手伝ってほしいという甘えのような気持ちを受け止めながら、部分的に手伝うなど、自分でやろうとする意欲を高められるようにすると具体的に記載されています。活動と休息のバランスが保てるように、1日の保育活動の静と動の組み合わせに配慮したプログラムを作成しています。健康をテーマとした健康集会の開催は、コロナ禍で中止していますが、これまでの資料をもとに、朝の会や帰りの会などで担当保育士がマスクの着用について子どもたちに分かりやすく話しています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもが自主的・自発的に遊べる環境として園庭と1、2階のテラスを整備しています。また、近隣の公園への散歩は、園庭やテラスの利用状況や他の保育園の利用や環境に配慮しながら目的をもって出かけています。園内研修で、「環境」について考えるチームを作り、園庭に草花を植えるなど、年間計画をたてて取り組んでいます。乳幼児の運動発達について、運動専任講師から指導を受けた保育士がポッチャなどの集団遊びを指導しています。地域支援として毎週水曜日に園庭開放を行ったり、離乳食講座やエプロンシアターなどの園庭開放、月ごとの移動動物園や観劇会などのイベントを行い、地域の親子に接する機会を設けています。様々な地域交流を行うことで子どもたちが社会的ルールや態度を身に付けることができます。子どもは、楽器で遊んだり、和太鼓の練習をするなど様々な表現活動を体験しています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 0歳児が長時間過ごすことに配慮したデイリープログラム(時間ごとの子どもの活動・保育者の動き)を作成しています。同じ部屋で同じ保育士が応答的に関り、ゆっくり過ごすことで安心して過ごすことができます。遊びが次々と変わる年齢なので、成長段階によって飽きないようおもちゃや絵本を入れ替え、保育士が見本を見せて一緒に遊べるようなおもちゃを選んでいきます。年間指導計画は、月齢ごとに子どもの姿・保育者の関り・配慮が具体的に記載されたものになっています。0歳児クラスに配慮した行事計画書を作成し、安全に参加できるよう配慮しています。保護者とはアプリ連絡帳や送迎時の話などで子どもの様子を伝え、コミュニケーションを図り、伝達簿の内容によっては電話をするなど、個々の状況に合わせて家庭と連携しています。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 月間指導計画に、保育者の援助・配慮事項が「子ども一人ひとりの意欲に合わせて援助し、達成感を味わえるようにする」など項目ごとに具体的に記載されています。職員は、園内研修を実施し、より良い環境づくりを積極的に実施しており、子どもたちは園庭で様々な探索活動を行っています。保育士は子どもたちの気持ちを受け止め、代弁しながら、遊びを展開させる関りをしていくことで自発的な活動につながっています。保育士は楽器や運動など様々な特技を子どもや保護者に伝え、保育に生かす事を目標にしています。園庭開放や様々なイベント、一時保育、合同保育などで保護者や子どもと関わりを図っています。保護者とはアプリ連絡帳や送迎時の話などで子どもの様子を伝え、コミュニケーションを図り、伝達簿の内容によっては電話をしています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 3歳児は、絵本からのイメージ遊びや友だちとのダンスなど集団で興味のある遊びに取り組んでいます。4歳児は、その場だけでなく何日か継続したブロック遊び、ピアノに合わせて歌った歌を発表会につなげるなど友だちと楽しんで遊んでいます。5歳児は、歌や楽器の練習を発表会につなげる、けん玉やコマなどランクアップしていく遊び、遊びを友だちに教えるなど、継続した活動や遊びに取り組んでいます。3~5歳児は行事などに向けて子どもの意見を取り入れる話し合いを行っています。職員は、園内研修での環境チームが、毎月安全チェックリスト票を使い、破損箇所や危険がないかを確認し、積極的により良い環境づくりを行っています。保護者に、懇談会や行事を通じて子どもの育ちや協同的な活動などを伝えています。教育文化会館で開催される作品展に参加しています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 入り口の段差には、簡易スロープの設置など可能な対応をしていく方針ですが、エレベーターや多機能トイレの設置はなく、車いすへの対応には課題があります。職員の加配や個別指導計画を作成し、クラスの指導計画と関連付け、子どもの状況と成長に応じた保育を行っています。子どもたちには、障害のある子どもの「大きな声を出せる」などの特技を伝え、役割をすることなどで自然な関りが持っています。必要に応じて川崎市や川崎市南部地域療育センターなどと連携し、相談や指導を受けています。送迎時など園長自ら声がけをして、保護者の話をじっくり聞き、相談に応じたり援助を行っています。現在、発達支援コーディネーターの資格を持つ保育士が4名おり、他の保育士への助言や相談に乗っています。保護者には入園説明会でスライドを見せながらインクルーシブな保育を実施することを説明しています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 年2回、年齢ごとのデイリープログラムを作成し、計画性を持った保育を実施しています。寝転んで遊ぶなど、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えています。保育士は声の大きさやトーンにも注意を払い、子どもがおだやかに過ごせるように配慮しています。合同保育の時は、コーナー、マットの配置や静かに集中できる遊びのおもちゃを用意するなど年齢の異なる子どもが安全に過ごせるように配慮しています。朝ご飯を食べていない子や延長保育の子に、早めに牛乳を提供したり、昼食時にはおかわりの量を増やすなど、1日の食事量として捉え、食事やおやつを提供しています。延長時は、ご飯を中心とした手作りの食事提供にも対応しています。各クラスごとの伝達簿で子どもの状況について保育士間の共通認識と情報を共有し、翌日以降の伝達手段としても活用しています。担当保育士は連絡帳や送迎時の話から保護者と連携をとっています。体調など気になることがあるときは直接電話を入れるなど対応しています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画に小学校等との連携が記載されています。コロナ禍のため学校見学や体験授業はできませんが、就学への期待感を高める取組として、近隣保育園との年長児交流会を行ったり、小学校生活をイメージできるような資料やお知らせを保護者に配布しています。年長児懇談会を開催し、小学校生活やわくわくプラザの様子など保護者が安心できる情報を提供しています。また、必要に応じて小学校の先生をしている保護者やきょうだい児で小学校生活の経験をしたことのある保護者に話をしてもらっています。幼保小連絡会議のグループワークに参加し小学校と連携しています。また、小・中の職業体験を実施し学校との連携を図っています。担当職員は、保育所児童保育要録を作成し園長が確認、指導しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 川崎市作成の健康管理マニュアルをもとに、子どもの健康状態を把握しています。発熱や急病の時は、保護者に連絡を入れ、迎えを依頼しています。また、怪我などの場合は、状態に応じて、保護者の了解を得て医療機関を受診しています。事後の経過確認は、基本としては翌朝の登園時、頭を打った時はその日の夜に行っています。保健年間計画を作成し、保護者説明会で説明しています。一人ひとりの子どもの健康状態の情報は、伝達簿やミーティング、アプリ、電話などで職員、保護者が共有し、子どもの健康を皆で見守るシステムが構築されています。園保管のすこやか手帳に身体測定の結果や既往症、予防接種の状況などを記載して情報を共有しています。新人研修のオリエンテーションでは業務管理シートを使ってSIDSに関する知識などを周知し、職員はタブレット端末を使ってSIDSチェックを行っています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 園医による定期健康診断を、0、1歳児は2ヶ月に1回、2～5歳児は年3～4回、歯科健診は年2回、身体測定は毎月実施しています。健診結果は、すこやか手帳や歯科健康診査結果のお知らせで保護者へ伝えていきます。歯科健診で要注意の場合は、どの歯なのか丁寧に説明し、受診を促しています。担当職員が健康診断や歯科健診に立ち会い、職員会議で健康診断や歯科健診結果の全体評価を説明しています。歯磨き指導は、コロナ禍で中止しており、うがいに対応しています。子どもたちに歯科健診の結果や歯ブラシの仕方、うがいの仕方などについて話しています。歯の大切さを、保健だより、ポスターを通じて保護者に情報発信しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 川崎市作成のアレルギー対応マニュアルをもとに給食の手引きを作成し、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。慢性疾患などのある子どもに対しては、入園時に主治医の意見書を提出してもらい、アレルギー対応の資格を持った栄養士が保護者と面談し対応をしています。全園児対象既往歴一覧表を作成し、全職員で園児の健康にかかわる情報の周知、把握を徹底しています。除去食の提供の際は、除去食チェック表を使い、パーティションでテーブルを分け、色の違うトレイ使って1番最初に配膳しています。食事にはラップをかけ、名前をつけ誤食がないように対応しています。お代わりも用意し、タッパーで分けています。職員は、スキルアップ研修でアレルギー研修を受講し、栄養士はアレルギー資格のランクアップ研修を受講しています。担任は、アレルギーについて子どもに理解してもらうよう話しています。また、保護者に食物アレルギーについての配慮を促すため、園内に飲食物の持ち込みを制限することなど、協力を呼びかけています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>	
目標を立て、食育年間計画を作成し、入園時に保護者に説明しています。ランチルームの入り口には、クイズ形式で食べ物の知識を得られるような掲示を行っています。食事の際は職員も座って必要以上に動かないことで、子どもも落ち着いて食事がとれる環境を作っています。離乳食は、保護者は材料確認表をもとに、初めての材料は家庭で試すなど発達に合わせた個別対応をしています。食器は陶器で、0歳児用は、縁のある食器を使うなど年齢に配慮したものになっています。完食を強要することはせず、苦手なものを残しても、お代わりはできるようにしてたくさん食べることを大切と考えています。献立は月2回のサイクルメニューとしており、残食量や喫食状況に応じて次回の提供の際は形や味付けを改善するなど工夫しています。子どもが栽培した野菜を、子どもたちの目の前で調理することで食への関心と食べる意欲を高める取組を行っています。保護者には、毎月の献立表の配布や年齢別の工夫や配慮していることについて食育・給食だよりで配信し、情報提供して家庭との連携を図っています。季節に応じた行事食や日本の伝統文化を取り入れた献立の配信、人気メニューのレシピ配布などを行っています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
子ども一人ひとりの必要エネルギー量に合わせた給食を提供しています。調理職員は毎日ミーティングをして、年齢ごとに量や切り方など配慮事項等を確認しています。また、成長段階に応じてミルクを提供するなど個別対応を行っています。栄養士は毎日食事場面を見て回り、子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握しています。月1回栄養士、園長、調理員が参加する給食会議を開催し、食事場面の観察、検食簿や喫食簿をもとに献立や調理について話し合っています。会食や行事食を取り入れ、プール開きにあわせたペンギンパラソルランチ、七夕ごはん、お月見ランチなどを提供しています。絵本や紙芝居の中の食材に触れたり、料理を見たり、食べたりと、五感を使って楽しむ食育の取組を年間を通して行っています。園庭でできた野菜を使って子どもの前で調理したり、米を収穫した時は、おにぎりパーティーを実施しています。衛生管理は、委託業者と連携し、毎日職員の健康状態を把握したうえで衛生的な調理をし、安全な給食の提供に努めています。	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>	
3歳未満児クラスは、ICTシステムによる連絡帳で家庭との情報交換を行っています。3歳以上児クラスは「今日の保育」として保育内容をICTシステムで配信しています。写真の掲載は、SNSを通じての情報漏洩の可能性を考慮して控え、写真は園内に掲示し、登降園時に保護者に見てもらおうようにしています。また、コロナ禍の取組として、保育の様子を動画にしてエンタランスで視聴できるようにしています。園の行事や保育内容については、毎月の園だよりやクラスだよりで定期的に伝えていきます。また、保育説明会やクラス懇談会、必要に応じて個別面談の機会も作り、保護者との連携や交流を深めるようにしています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
日々の子どもの様子や保育の内容はICTシステムの連絡帳で発信し、情報提供を行っています。保護者と直接会話し、子どもの様子や子育て相談などを受ける場として、個人面談の機会を作っています。乳児クラスは6月に、幼児クラスは、9～10月に、クラス担任が保護者と面談を行っています。定例の個人面談以外でも、困った事や悩みがある時などには相談に応じる体制を取っています。相談内容によっては、担任と園長で面談に対応することもあります。面談は所定の様式の用紙に記録し、職員間で情報共有を行い、継続的にフォローする体制を整えています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント>	
虐待の可能性のある情報を察知した場合、行政の保健師と連絡を取り、児童虐待防止センターなど関係機関との連携を行うようにしています。子どもの身体に傷やあざがあるなど、虐待が疑われる場合には、写真で記録を残し、園内および関係機関に状況報告しています。また、虐待の早期発見の為、職員には登園時の子どもや保護者の顔色や態度、心身の様子をよく観察するように意識付けています。虐待防止マニュアルや川崎市の発行している子どもの人権に関する資料を活用し、園内で定期的に虐待や子どもの人権の勉強会を行うようにしています。	

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント>	
日々の保育実践については、保育内容と子どもの姿を把握し保育内容は子どもに適した計画であったかの振り返りと反省を毎月末に行っています。月間指導計画表には評価・反省・子どもの姿の記入欄もあり、記入を通じて保育の自己評価を実践しています。振り返りの内容は、全体会議で全クラスの指導計画の反省・振り返りが行われ、職員全体で情報共有され、お互いの学びに繋がっています。毎年、目標管理シートを使った人事考課制度で個人の自己評価を行っています。日々の保育の現場での子どもに対する接し方についても、子どもの人権を侵害していないか等のセルフチェックの仕組みも取り入れています。	